給水申請に係る配水管布設要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新潟市の給水区域内にあって，既存の前面道路に配水管が布設されていない路線等への給水申請に対し，過大な申請者負担の軽減，私有管の発生防止及び公平性の確保を目的とし，水道事業管理者（以下「管理者」という。）が，配水管を布設する場合の基準及び手続きについて定める。

（用語の意義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）土地区画整理事業　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２条第１項に規定する事業をいう。

（２）開発行為　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する行為（同法２９条ただし書きで定める１０００平方メートル未満の開発行為を除く）をいう。

（３）小規模開発　前号に規定する１０００平方メートル未満の開発行為をいう。

（４）開発区域　開発行為をする土地の区域をいう。

（５）公道　次に掲げる道路をいう。

ア　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第２号，第３号及び第４号に規定する道路

イ　土地区画整理事業の施行により設置される公共施設としての道路

ウ　国又は土地改良区（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５条に基づき設立されたものをいう。）によって道路として一般の用に供されている道路

（６）私道　前号に規定する公道以外の道路

（７）申請者　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に定めるものをいう。

ア　次条第１項第１号に規定する配水管の布設を申請する場合　当該事業を施行する土地区画整理組合

イ　次条第１項第２号に規定する配水管の布設を申請する場合　当該開発行為を施行する者

ウ　次条第１項第３号に規定する配水管の布設を申請する場合　その配水管から給水を受けることとなる者の中から選任された代表者

（対象）

第３条　管理者は，次に掲げる配水管を次条に規定する基準に基づき，予算の範囲内において布設（改良を含む。以下同じ。）することができる。

（１）土地区画整理事業の施行に伴い布設する配水管

（２）開発行為に伴い開発区域外において布設する配水管

（３）前２号に掲げる以外の配水管であって，給水の申込み（住宅，事業場その他の建築物に係る給水の申込みに限る。）に伴い布設するもの。

（４）前３号に掲げる以外の配水管であって，管理者が特に布設する必要があると認めるもの。

２　管理者が布設する配水管に延長して申請者が公道部に給水管を布設する場合は，次に掲げる条件を満たす時に本要綱を適用する。

（１）申請者が布設する給水管は，管理者が定める管種・口径・延長であること。

（２）竣工後，申請者が布設した給水管は，その後の適正な維持管理のために，管理者が定める範囲を管理者に寄付すること。

（限度）

第４条　前条第１項第１号に規定する管理者が布設することができる配水管は，最大口径のもので，かつ，延長が当該土地区画整理事業に伴い配水管（予定）工事で布設する全延長の７．５パーセント以下のもの１路線とする。

２　前条第１項第２号に規定する管理者が布設することができる配水管の延長は，１０メートル以上５０メートル以下とする。ただし，布設延長が５０メートル以下であっても，開発区域を全体でひとつとみなし，開発区域の前面にかかる配水管布設延長は２メートルまでとする。なお，開発区域内において配水管（予定）工事がある場合は，１０メートル以上５０メートル以下の範囲内でその分岐部までとし，既存の前面道路が開発区域に取り込まれる場合は，開発区域の手前までとする。

３　前条第１項第３号に規定する管理者が布設することができる配水管（以下「一般給水に係る配水管」という。）の延長は，１０メートル以上５０メートル以下とする。ただし，布設延長が５０メートル以下であっても，申請地の前面にかかる配水管布設延長は，２メートル（管理者が必要と認める場合はその範囲）までとする。

４　前３項の場合において，管理者が配水管を布設することができる道路は，占用許可が得られる公道及び所有者が無償による使用を承諾した私道に限るものとする。

（申請）

第５条　申請者は，別記様式第１号による申請書をあらかじめ管理者に提出しなければならない。この場合において，申請者は，申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）配水管布設申請者名簿（一般給水に係る配水管の布設を申請する場合に限る。）（別記様式第２号）

（２）位置図

（３）更正図（配水管を布設する道路が私道の場合に限る。）

（４）土地使用承諾書（配水管を布設する道路が私道の場合に限る。）（別記様式第３号）

（５）給水装置変更（改良）同意書（配水管の布設に伴い私有の給水管を改良する場合に限る。）（別記様式第４号）

２　管理者は，前項の規定による申請があった場合において，その内容を審査し，配水管を布設するか否かを決定するものとする。

（回答）

第６条　管理者は，前条の規定により配水管の布設を決定したときは，その旨（前条第３項の規定により条件を付したときは，当該条件を含む。）を別記様式第５号による通知書により申請者に通知するものとする。配水管を布設しないことと決定したときも同様とする。

（補則）

第７条　この要綱の実施に必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。

（配水管布設工事負担金要綱の廃止）

２　配水管布設工事負担金要綱は廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際，現に旧要綱に基づき協議中のものについては，なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際，現に旧要綱に基づき協議中のものについては，なお従前の例による。

附　則

この要綱は，平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

配 水 管 布 設 工 事 申 請 書

年　　月　　日

（あて先）新潟市水道事業管理者

申請者：住　所

氏　名

電　話

「給水申請に係る配水管布設要綱」第５条第１項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、万一当方の理由で工事の必要がなくなった場合は、これに伴う損害は当方で負担いたします。

申　請　場　所	新潟市　　地内
布設道路現況	道路種別　国道・県道・市道・私道　　延長　　m　幅員　　m
	アスファルト道　砂利道
私道の場合に記入してください。	
私 道 の 種 別	公衆用道路・建築基準法等上の道路・その他（　　）
土 地 所 有 者	人

添付書類

(1) 配水管布設申請者名簿（一般給水に係る配水管の布設を複数人により申請する場合）
(2) 位置図
(3) 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は公図（配水管を布設する道路が私道の場合）
(4) 土地使用承諾書（配水管を布設する道路が私道の場合）
(5) 給水装置変更(改良)同意書（配水管の布設に伴い既設の給水管を変更する場合）

特記事項（水道局記入欄） □土地区画整理　□開発行為（1,000㎡以上） □小規模開発　□一般給水	受付印

別記様式第２号（第５条関係）

（　　／　　内）

配 水 管 布 設 申 請 者 名 簿

番号	住　所	氏　名	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

別記様式第３号（第５条関係）

（　　／　　内）

土 地 使 用 承 諾 書 （ 私 道 ）

年　　月　　日

（あて先）新潟市水道事業管理者

新潟市水道局が配水管を布設するため、私の所有する下記の土地を次の条件により、無償で使用することを承諾します。

１　私道敷については将来とも道路形態を変更しません。

２　土地の使用期限は当該配水管を廃止するまでとします。

３　私の理由により布設後の配水管を変更するときは、水道局の承認を受けます。

４　後日、維持管理上必要とする当該配水管の修繕及び改良工事において、新潟市水道局が土地を掘削しかつ使用することを承諾します。

５　権利移転に際しては、この承諾内容は継承させます。

住　　所 （ 現 住 所 ）	氏　名	私 道 の 地 番 （登記簿、地図・公図と同じ）

別記様式第４号（第５条関係）

（　　／　　内）

給水装置変更（改良）同意書

年　　月　　日

（あて先）新潟市水道事業管理者

新潟市水道局の配水管布設工事に伴い、下記の条件で私の給水装置を変更（改良）することに同意します。

１　配水管から宅地内の最初の止水栓までの給水装置を、新潟市水道局が、新規に布設する配水管に接続し布設替えする。
２　新設配水管と並行する既設の給水管で不用となる箇所は、新潟市水道局が布設時に撤去する。
３　上記工事については、新潟市水道局の負担とする。

住　　所 （　現　住　所　）	氏　名	布設番号	備　　考

別記様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

様

新潟市水道事業管理者
水道局長

配 水 管 布 設 通 知 書

　　年　　月　　日付けで申請のありました申請場所　　地内の配水管の布設について下記のとおり通知いたします。

記

１．申請書を審査の結果、配水管を

　　布設する　　・　　布設しない　　ことに決定しました。

　布設できない理由

２．条　件

３．工事予定時期

　令和　　年　　月　　頃工事着手予定です。

　（なお、諸条件により予定通り着手出来ない場合があります。）

４．その他

　周辺関係住民から苦情等生じぬよう、関係者に説明をお願いします。